

尼崎市高齢者日常生活用具給付事業要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ねたきりの高齢者等に対して、日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することにより、日常生活の便宜を図り、老人福祉の推進に寄与することを目的とする。

(給付対象及び範囲)

第2条 給付の対象となる用具及びその対象者は、別表第1のとおりとする。

2 給付にあたっては、予算の範囲内で行うものとする。

(申請)

第3条 用具の給付を受けようとする要援護若しくはひとり暮らし高齢者は、高齢者日常生活用具給付申請書（様式第1号）を尼崎市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、止むを得ない理由により、当該高齢者が申請を行うことができない場合、その家族及び居宅介護支援事業所が申請を行うことができる。

(決定)

第4条 尼崎市長は、前条の規定により申請書を受理したときは、審査のうえ、給付の可否及び費用負担額を決定し、高齢者日常生活用具給付決定通知書（様式第2号）又は高齢者日常生活用具給付申請却下決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(費用負担額及び支払方法)

第5条 用具の給付を受けた者は、別表第2により決定を受けた費用負担額を負担するものとする。

2 支払については、原則として用具の引き渡し時に直接業者に支払うものとする。

(給付方法)

第6条 用具の給付は高齢者日常生活用具納入依頼書兼受領書（様式第4号）により、市が業者に発注し、業者が給付対象者に届ける。

(返還等)

第7条 用具の給付を受けた者は、当該用具をその給付等の目的に反して使用してはならない。

2 この事業において、偽りの申請により用具の給付を受けた場合は現品を返還させるものとする。

3 用具の給付後、当該用具を毀損または滅失したときは、対象者の過失によるものを除き、再度給付申請をすることができる。ただし、受理日を基準として給付した用具が別表第2に定める耐用年数を超えている場合に限る。

(給付台帳の整備)

第8条 尼崎市長は、用具の給付状況を明らかにするために、高齢者日常生活用具給付台帳(様式第5号)を備え、整備する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は所管局長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成3年11月1日から施行する。

(尼崎市老人日常生活用具給付事業実施要綱の廃止)

2 尼崎市老人日常生活用具給付事業実施要綱(昭和60年4月1日決定)は、廃止する。また、この要綱の廃止日前にあった申請については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、平成4年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成4年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成5年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成6年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成8年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係） 給付用具及び対象者

給付用具	対象者	耐用年数
火災警報器	別表第2で定めるA又はB階層に該当する世帯（65歳未満の者が属さない世帯に限る。）に属する寝たきり高齢者で、心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要な者	8年
自動消火器	同上	8年
電磁調理器	65歳以上であって心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要なひとり暮らし高齢者	6年

別表第2（第5条関係） 費用負担額

対象者世帯の階層区分		費用負担額
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0円
B	生計中心者が市町村民税非課税世帯	0円
C	生計中心者の市町村民税課税世帯	全額

※ 4～6月の期間については、前年度分の市町村民税とする。